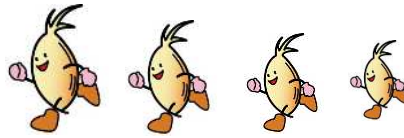


令和7年11月14日（金）

報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 夏目 智弘

問合せ先：0532-51-2553

件名：スマホで簡単な作業をするだけで、
稼げるとうたう副業トラブルご注意ください！

『H S N station 最近の相談※』

東三河広域連合では、域内8市町村に消費生活相談センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

困ったときは、早めにお近くの消費生活センターまたは相談室にご相談ください。

【スマホで簡単な作業をするという副業トラブル】

事例1：インターネットで「副業」と検索し、スマホでコピペするだけの簡単な作業で収入が得られるとの広告を見てメッセージアプリに友だち登録し、業者とやり取りした。その後、メッセージアプリのビデオ通話で担当者から詳しい説明を聞き、高収入を得るようになるための高額なコースの案内があった。担当者に「みんな最初はお金を借りている。儲けですぐに返済できる」と言われ、ビデオ通話の画面共有により指南を受け、消費者金融複数社から150万円を借り入れた。すぐに個人名義の口座に振り込みするよう求められているが、詐欺ではないかと疑っている（30代・男性）。

■これ以上連絡を取らず、消費者金融に事情を伝え、借り入れしたお金はそのまま返済するように助言した。

【留意点と対策】

- ・簡単な作業をするだけで報酬が得られると誘引される。
「コピペするだけ」「いいね」を押すだけ「スクリーンショットを送るだけ」「動画を見るだけ」などの簡単な作業をするだけで報酬が得られるとの広告から誘引され、メッセージアプリで友だち登録した後に作業を紹介されます。
 - 隙間時間で誰でも簡単にできる作業を強調する広告は、詐欺の可能性があります。決して鵜呑みにしてはいけません。
- ・契約のためと言い、個人情報を求められる。
メッセージアプリのアカウント名しか分からない相手から画面共有され、運転免許証やクレジットカード情報などの個人情報を提示するように言われます。
 - 相手がどこの誰であるか不明な場合、安易に個人情報を開示してはいけません。
- ・様々な理由をつけて金銭の請求を受ける。
最初に簡単な作業をして数千円程度の報酬が得られた後、「高額報酬案件は事前にお金が必要」「作業ミスがあったので処理費用が必要」などと金銭を振り込むよう指示されます。
 - 少額報酬を得たことで信用し、更なる高額報酬を得るために要求に応じてはいけません。
- ・借金をするように言われる。
お金がないと言うと、「みんなお金を借りている」「すぐに返済できるから大丈夫」などと借金するよう言われます。
 - 借金をしてまで契約させる相手とは連絡を絶ちましょう。